

徳島県企業管理規程第6号

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月1日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員給与規程（昭和41年徳島県企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第7条の5第2項中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県企業局企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の徳島県企業局企業職員給与規程の規定に基づいて支給された災害時支援業務等手当は、改正後の規程の規定による災害時支援業務等手当の内払とみなす。